# 市民福祉委員会からの提言に対する、本市の考え方・計画案への反映について

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
市民福祉委員会テーマ別調査報告書			《凡例》 p.●・・・単にページの表示は、H26年11月 19日介護保険運営協議会(全体会)提示 時点での高齢者保険福祉計画・第6期介 護保険事業計画(案)のページ
~地域包括ケアシステムについて~			生駒市総合計画(後期基本計画)p.●・・・生駒市 総合計画(後期基本計画)のページ
平成 26 年 9 月 12 日生物市議会市民福祉委員会			(注) 今後、介護保険運営協議会の審議の過程で、 記載が変更となる可能性があります。

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
4. 生駒市における地域包括ケアシステム構築に向けての提言  (1) 生駒市における地域包括ケアシステム構築に向けた今後の取組  生駒市の介護保険事業の取組の実態、行政、地域包括支援センター、医師会、社会福祉協議会、 民生・児童委員が現場で感じている問題点及び課題を踏まえ、生駒市において地域包括ケアシステムを構築するための今後取り組むべき事項を提案する。  ① 在宅医療体制の強化  ○在宅医療を担う医療連携体制の構築  【現状における問題点】  高齢者が地域に暮らし続けるためには、在宅医療は不可欠な要素となる。 しかし、現状では、在宅医療は個別診療所(医師)により担われ、一人の医師が各患者			
を診ることとなっているため、医師の負担が大きくなっている。また、地域によっては在宅医療を支える医師が不足しているなどの問題も抱えている。  【今後取り組むべき事項】  医師会と協力して、現在構築されている一次医療群の6グループの各グループを単位として、各診療所が相互に協力できる在宅医療の実施体制(主治医の複数担当制等)を構築する。  併せて、各診療所グループをバックアップできる病院との連携体制を構築する。 上記による各診療所(医師)の負担軽減の体制整備に合わせて、現在在宅医療に参画していない診療所(医師)に対して、協力が得られるよう、顔の見える会議を通して問題意識の共有化を行い、協力を求める。	病院建設課	平成26年3月から生駒市病院事業推進委員会医療連携専門部会で生駒市内の地域医療連携体制の現状把握のため実施した医科診療所や介護事業所アンケート結果から見える課題として、休日夜間の救急対応や終末期医療など在宅患者の医療提供体制については、外来多忙に加え、スタッフ等の診療体制が不十分等の理由から個々の診療所が単独で対応することが困難な状況が見て取れることや、在宅患者の緊急時の受入病院の確保が必ずしも十分	生駒市総合計画(後期基本計画)p.104「行政の存用の主な取組」①「連携体制の強化を図ります。と記載済み。
○ケアチーム (※) づくりのための組織間連携の構築  【現状における問題点】  在宅医療は医療行為のみで完結するものではなく、生活の場を維持するための生活支援、介護、福祉の各サービスとともに考える必要がある。 現状では、診療所と地域包括支援センターが連携しつつ、個別案件ごとに対応しているものの、必ずしも各患者に対して必要なサービス(医療、介護、福祉、生活支援等)の提		でない状況が伺われ生駒市立病院に対する期待が大きいことからも、提案された事項も含めて地域全体で地域医療体制の強化について、具体的で実効性のある方策を市内の現場で地域医療にかかわる多職種の方々で組織する場で検討していく方向。	

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
供者がケアチームを作って対応することができていない。 また、増加しつつある認知症については、初期段階の対応から治療・ケアにつなげる体制は、未だ不十分である。			
【今後取り組むべき事項】  地域包括支援センターを中心として、一人の患者に対してケアチームを作り、病院、診療所、地域包括支援センター、介護、福祉、生活支援等のサービス提供者が連携してサービスを提供できる体制を構築する。	介護保険課	現在本市では、地域ケア会議で個別のケアカンファ レンスを多職種協働(理学療法士、作業療法士、看 護師、管理栄養士、歯科衛生士等)で行っており、 今後医師等の参加を検討していきたい。	p.141 「③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」下から2行目で <u>「地域ケア会議を多職種連携で開催」と記載。</u>
特に、入院患者が退院する場合には、切れ目なく在宅医療へ移行できるよう病院の地域 連携室と地域包括支援センターとが連携し、医師を交えた退院前ケアカンファレンスやそれに代わる取組を実施する。	介護保険課		p.141 「■在宅医療・介護連携の推進」1行目で「退院支援、・・・、様々な局面での連携を図ることのできる体制の整備を目指します。」と記載。p.141 「③包括的・継続的ケアマネジメント支
	病院建設課	市立病院では、地域連携パスや退院支援チーム等の取組みにより、在宅支援診療所等との連携を図りながら、在宅への移行支援を実施する計画。	
また、効率的、効果的にサービスを提供できるよう、関係機関が相互に情報を共有できるよう、医療、介護、福祉の各分野で横断的に活用できる情報システムを整備する。	介護保険課	現在東京大学で開発中の「在宅医療と介護の連携の ための情報システム」の完成を待って、検討する方 向。	生駒市総合計画(後期基本計画) p.104 「行政の 4
	病院建設課	医療や介護情報等を共有できシステムの整備は、救急患者への迅速な医療提供や重複受診・重複検査等の減少による医療費の節減にもつながることから、導入に消極的な要因として挙がっていた、「地域の診療所に電算化が整備されていないこと」やセキュリティーへの不安」、「費用負担問題」等がクリアできれば、早期に取り組むべき課題と考えている。	
認知症対応については、初期段階からのサポート、治療・ケアにつながる体制を確立するため、関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに、市民への啓発活動を実施する。	介護保険課		p.52~55 「1 認知症施策の推進」に各施策を 記載。p.54「■認知症初期集中支援チームや認知 症地域支援推進員の配置」で記載。
以上のような体制整備は、個別的な対応では困難であることから、医師会、行政等の組織的な連携のもとに進めることが必要となる。	病院建設課		生駒市総合計画(後期基本計画) p.104「行政の 4年間の主な取組」①「連携体制の強化を図ります。」と記載済み(再掲)。 p.141 「■在宅医療・介護連携の推進」1行目
※ケアチーム:ここでは、患者毎に設定される医療、 介護、福祉に係る担当者により構成されるグルー			で「退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面での連携を図ることのできる体

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
明確化するとともに、地域包括支援センターを拠点として、必要とする市民に対し、必要なサービスを的確に提供するため、関係職種(機関)との役割分担・連携できる体制を強化する。 そのため、各関係職種(機関)の取組実態、役割、抱える問題を相互に認識し、共有するとともに、全市的な制度・施策の検討から個別事例に対する解決策の検討まで、様々なレベルでの協議ができるよう、地域ケア会議を始め、関係者が定期的に顔を合わせて、研修、研究、意見交換ができる場を整備する。		が、情報の共有や同センターの平準化を含め処遇困難事例等についても今後も委託元の市が積極的に関与し、負担の軽減に努めます。  研修、情報提供、意見交換、解決策の検討等は、同センターの担当者会議で従来から行っており、H26年度から部会の設置を行うなどから、さらに関係者が定期的に集い、意見交換ができる場を設けています。	営」下から6行目で <u>「地域包括支援センターの表表会議や定期的な担当者会議の開催や部会を発実するなど、情報共有の場や研修、研究や意見交の場を設け、センターの平準化及び質の向上に努</u>
)専門職員の確保・育成		本市の特徴としては、同センターの代表者(理事者) 会議も実施するなど、同センターの状況把握や意見 交換の場を設けています。	ていきます。」と記載
【現状における問題点】  地域包括支援センターの機能強化には、そこに配置されている専門職員の充実(増員、質の向上)が不可欠である。 特に、地域包括支援センターにおいては、ケアプランの作成段階で最も多くのマンパワーを必要としており、プラン作成件数が拡大するとともに、特にケアマネージャーの負担が大きくなっている。今後、プラン作成件数の増加し、さらに問題事例が増加することが予想される中で、ケアマネージャーを始め専門職員が心身ともに健康な状態で勤務できるように配慮が必要となっている。 また、より充実した活動を行うためには、職員のスキルアップは不可欠であるが、研修機会が少なく、先進事例などの情報が不足しているなど、人材育成に課題が残されている。			
【今後取り組むべき事項】 福祉需要がますます拡大する中で、各地域包括支援センターにおいて必要となる専門職員を確保(増員)するとともに、専門職員のスキルアップに向け、先進事例等の情報を公開・提供するとともに、事例研究会などの研修機会を拡充する。また、地域包括支援センターの専門職員の確保、育成に対して支援のあり方を検討する。	介護保険課	同センターの増員については提言②「地域包括支援センターの機能強化」欄の「市の考え方」を参照。 国での会議に同センターの職員を同行させたり、必要な研修会に参加を求める等、スキルアップを従来から行っており、新人研修や事例検討会も実施しています。 今後は、先進事例の情報をさらに提供するなど、職	材育成等」1行目で「医療的ケアが必要な方への 護の質の向上を図るため、介護職員等に対する基 的な医療知識に関する研修を充実し、連携のため 人材育成を推進します。 また、福祉と医療の連携に対応できる人材を育成
)必要な人に必要なサービスが行きわたる仕組みづくり		員の育成に対する支援のあり方を他市の取り組み も参考にしながら対応予定。	ます。」と記載。
【現状における問題点】 地域包括ケアの基本は、医療・介護、福祉、生活支援の各サービスについて、必要とする人に必要なサービスを提供できることである。			

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
しかし、一部には、 ・サービスを必要としているがサービスを受けられていない人を発見できない ・サービスを必要とする人が、サービスがどこでどのように提供されているのか分からない ・サービスにどのようにアクセスすれば良いのかが分からない といった理由から、十分にサービスが行きわたらない状況も生じている。 医療、介護サービスを受けられない人へのケアが必要となっている。			
【今後取り組むべき事項】  どのようなサービスが提供されているのか、どこにアクセスすればサービスを受けられるのか、といった情報を市民に提供するため、広報活動を充実する。  他方、医療、介護サービスに対する潜在的なニーズを発見できるよう、また、市民が容易に情報にアクセスできるよう(相談窓口の敷居を低くするため)、総合相談窓口としての地域包括支援センターを広報、周知し、認知度を高める。  併せて、市民が必要とするサービスへと的確につなげるよう、総合相談支援業務をよりきめ細やかに行えるよう充実する。	介護保険課高齢福祉課	今後も地道に広報等で周知を図る予定。 今後も、自治会、民生・児童委員、寿大学等の会合で周知を図る予定。 総合相談支援業務は一定程度の水準に達しているものと考えており、同センターに過度の業務負担とならないようバランスも考慮し、対応していく予定。	p.139 「2高齢者の地域生活を支える体制づくり」下から4行目で <u>「DVDを作成するなどして、あらゆる機会に広報できるよう工夫を図ります。」と記載。</u>
③ 地域力の強化			
○生活支援の体制確保 			
【現状における問題点】 軽度認定者の訪問介護利用時の内容は、買い物、掃除、調理等の生活援助サービスが大半となっており、特に有資格の訪問介護員の対応を要しないサービスへの対応方法について検討課題となっている。 現状では、配食サービスなど、一部にボランティア団体等が生活援助サービスを提供しているものの、全市的にカバーできていない。			
【今後取り組むべき事項】     有資格の介護員によらず、買い物、掃除、調理等の生活援助サービスを提供できるよう、 地域のボランティア組織を育成する。併せて、有償あるいは無償で戸別訪問しつつ日常的 な生活援助が行えるよう、例えば、宅配業者、電気屋などの地域の事業者に対して協力を 求める。	高齢福祉課 介護保険課	本年9月議会で補正予算の議決をいただいた国の モデル事業「生活・介護支援サポーター養成事業」 を活用し、ボランティアをさらに増加させたい。 シルバー人材センター等、元気な高齢者が地域で支 える担い手となるよう取り組む方向。	p.36 「■事業所や地域住民との協働による見守り活動の推進」1行目で「現在本市においては、ならコープと地域の見守り活動について協定を結んでいます。 今後においても事業所の協力を得て見守り活動の推進を図ります。さらには、自治会や市民自治協議会とも協力し見守り活動の体制整備に努めます。」と記載。

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
かまるのでは、おけらいでは、おきないである。 は、アクセスの確保などの面で問題を対している。 は、アクセスの確保などの面で問題を対している。 は、アクセスの確保などの面で問題を対している。 は、アクセスの確保などの面で問題を担めている。 は、アクセスの確保などの面で問題を抱えている。 は、おおいては、代替的に地域も持ちましている。 は、おおいないなどの理由から 困難となっている。 は、おおいないなどの理由から 困難となっている。 は、おかいなどの理由から 困難となっている。 は、おかいなどの理由から 困難となっている。 は、おかいなどの理由から 困難となっている。 は、 アクセスの確保などの面で問題を抱えている。 は、 アクセスの確保などの面で問題を抱えている。 は、 アクセスの確保などの面で問題を抱えている。 は、 アクセスの確保などの面で問題を抱えている。 は、 アク・ラブが低迷している地域においては、 代替的に地域包括支援センター等が主体となって、 多様な行き場( 交流の場) の創出を行うよう支援を行う。 また、 サロン、 老人クラブが低迷している地域においては、 代替的に地域包括支援センター等が主体となって、 多様な行き場( 交流の場) の創出を行うよう支援を行う。 は、 自治会との連携が不可欠となる。 しかし、 自治会では、 自治会役員が繁忙であることなどの理由により、 福祉の領域にまで十分に対応することが困難となる場合もある。 りえば地 域包括支援センターと継続的に連携し、 活動していくことが困難となる場合もある。	き 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	前記の「生活・介護支援サポーター養成事業」参照地域ボランティア講座を通じて新しい人材の発掘を行っています。 H25年度にはサロンの「設立・運営マニュアルを作成しサロン設立の推進を図っている。 また、同センターでもサロンの応援を実施しているが、全センターまで及んでいない実態であるため、今後は、意図的に介護予防教室の展開を図ることも検討します。 老人クラブについては、活性化につながる取り組みや支援等を検討します。	p.142 「■生活支援サービスの体制整備」下ら2行目で「生活支援コーディネーターの活用部通じて、生活支援サービスを担う事業主体への援・協働体制の強化を目指します。」と記載。p.49 「(5)高齢者の就労の促進・支援」で記り、1000円では、サロン運営の推進や老人ラブの活性化等を支援しながら、今後も地域支援制整備の強化を図っていきます。」と記載。

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
【今後取り組むべき事項】 自治会の負担を増やすことなく、自治会の介護・福祉への協力関係を築いていくため、自治会の役割を明確化するとともに、関係機関による支援が円滑に行える体制を整備する。 併せて、自治会が行う介護予防に係る事業や見守り活動(地域包括支援センターとの協働事業を含む)に対して支援を行う。 また、市民自治協議会等、地域課題に対応する新たな組織整備に合わせて、これとの協力・連携体制を確立する。	高齢福祉課介護保険課	自治会は、自分たちのまちを住みよいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。また、自治会は、困っている高齢者の情報が入る一つの組織であることから、民生・児童委員や同センターへ情報提供が中心。解決への過程で自治会でしかできない部分(面識があり信頼があるなどで説得がしやすいなど)を担当いただきたい。自治会が行う介護予防に係る事業や見守り活動に	2.~16 行目で取組を記載。
○民生・児童委員の活用・支援  【現状における問題点】  地域の見守り活動の最前線に立ち、高齢者と地域、福祉行政とをつないでいるのは民 生・児童委員であり、今後その役割はますます重要となる。  しかし、国基準に基づき市内に配置されている 164 人の民生・児童委員では、様々な問題に対応するには、既に一人当たりの負担が過大となっている。特に、連絡・相談役という基本的な役割を超えて取組を求められるケースも増えており、例えば、休日に相談を受けた場合、そのバックアップ体制が整備されていないために、行政サービス等につなぐことができず、民生・児童委員の負担となっているケースも見られる。		ついては、今後検討。 庁内に「地域包括ケア推進会議」を本年10月9日 に立ち上げ、その中で自治会や市民自治協議会を所管する市民活動推進課とも連携を図る予定。	p.49 「(5) 高齢者の就労の促進・支援」で記載。
【今後取り組むべき事項】  民生・児童委員の負担を軽減するため、民生・児童委員の役割を明確化する(一次的な連絡・相談等)とともに、平日・休日に実務(一次的なケア)を補完できるバックアップ体制を整備する。  また、民生・児童委員の存在、役割を住民に周知するための啓発を実施する。	高齢福祉課	ています。 夜間・休日の緊急時においては、現在も同委員から	p.48 「■地域社会活動の促進」下から3行目で 「地域の相談役となる民生委員・児童委員について は、地域福祉活動の中心となる担い手となることか ら、広報紙等を活用し、広くその活動の周知をして いきます。」と記載。
○地域の人材の発掘・育成・活用			

既に、高齢者にだけ委ねていては老人クラブ、サロンなどの地域の活動を維持していく ことが困難となっている。しかしながら、現状では、子育て世代、学生を含むより若い世 代だけでなく、元気な高齢者ですら、地域の活動、特に高齢者福祉の分野への参画が進ん でいない。

### 【今後取り組むべき事項】

地域の事情に合わせ、各地域においてボランティア人材を発掘・育成・活用するための 仕組みづくり(福祉協力員制度(※)の導入等)を行う。

地域包括支援センター、自治会等の地域組織が協力して取り組むことが望まれる。

※福祉協力員制度とは、各地域において自治会役員、民生・児童委員などと連携し、連絡、情報提供等を行う福祉 協力員を配置し、生活上で困った問題などをいち早く見つけ、問題解決につなげるための仕組みである。現在、 山形市、宇都宮市、北九州市などで導入されている。

#### ○地域の見守り体制づくり

#### 【現状における問題点】

認知症、虐待への対応、独居老人、老々世帯などへの対応を的確に実施していくために は、地域全体で見守ることが不可欠となる。

現状では、災害時の要支援者の対応策などが用意されているものの、独居老人、老々世 帯の実態が十分に把握できておらず、見守りの目が行き届いていない実態がある。また、 認知症に伴う徘徊、虐待等を地域で見守る体制は未だ十分とは言えない。

また、見守りを行う際に重要となる個人情報について、行政、専門機関、自治会、民生・ 児童委員がそれぞれに情報を持っているものの、守秘義務や個人情報保護の観点から情報 共有が難しく、効率的、効果的な支援が困難となっている。

#### 【今後取り組むべき事項】

高齢者の孤立化(孤独死)、認知症、虐待等の各問題に対して、地域で見守る体制を整 えるため、民生・児童委員の見守り活動を補完できるよう、新聞配達、宅配、郵便局、消 防、警察、交通事業者など、市民との接点がある事業所や組織の協力を求める。(例えば、 事業者と依頼事項を明確化した協定を締結する。)

また、地域において、独居老人、老々世帯の実態を把握し、見守り、必要な支援ができ るよう、自治会、専門機関が持つ有益な情報を共有できる仕組みを整備する。

## 高齢福祉課 介護保険課

前記の「生活・介護支援サポーター養成事業」参照。 現在も同センターは自治会等の地域組織と協力し、 サロンの立ち上げ支援等を実施。

サロン等の担い手の養成のための「地域ボランティ ア講座」等を引き続き実施します。

また、その活用に向け、社会福祉協議会や「ららぽ ーと」とも連携していきます。

また、従来から同センターも関与していただいてい るところ。今後も同様。

福祉協力員については、今後生活支援コーディネー ターが担う役割と類似するため、必要性について今 後検討。

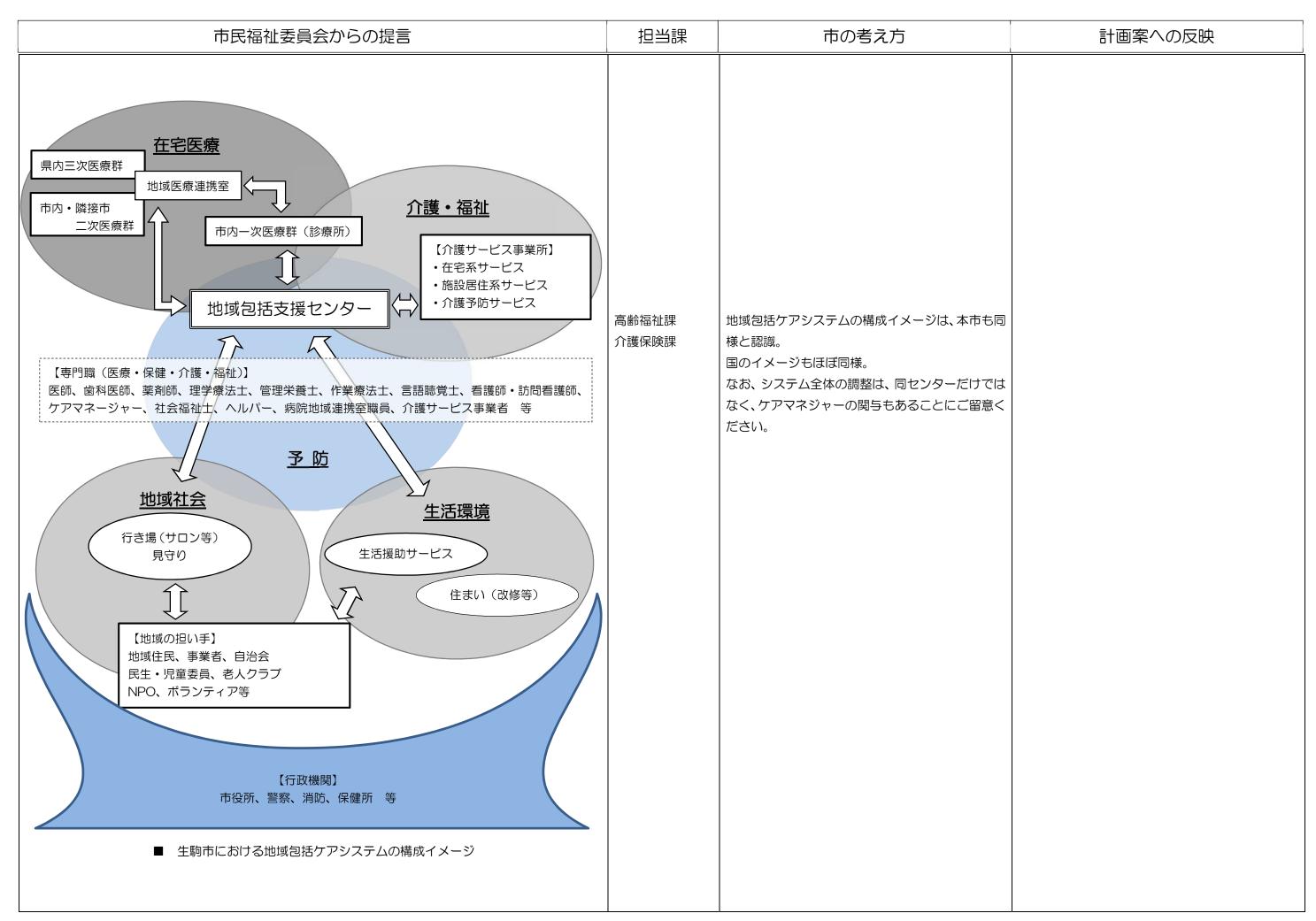
| p.141 「②総合相談支援業務」下から2行目で 「地域の実情に合わせ、サロン運営の推進や老人ク ラブの活性化等を支援しながら、今後も地域支援体 制整備の強化を図っていきます。」と記載。

## 高齢福祉課 介護保険課

いるが、今後、生活協同組合と協定した高齢者の見しらコープと地域の見守り活動について協定を結ん 守り事業を、他の事業者への拡大について検討して いきたい。

現在も、消防、警察、民生・児童委員がそれぞれ見 p.36 「■事業所や地域住民との協働による見守 守り活動を実施しており、緊急時には連携は図れて り活動の推進」1 行目で「現在本市においては、な でいます。

> 今後においても事業所の協力を得て見守り活動の 推進を図ります。さらには、自治会や市民自治協議 会とも協力し見守り活動の体制整備に努めます。」 と記載。



市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
(2) 地域包括ケアシステム構築(施策実施)に向けた課題 前項で提案した施策を実施していく際に、なお残される課題を以下に整理する。			
① 専門職員の増員 地域包括支援センターの職員数は国の基準で定められており、それ以上の配置は独自の加配となっている。今度、サービス需要が増大する中で、一定の財政負担のもとに専門職員をさらに増員することも検討しなければならない。	介護保険課	今後の地域包括支援センターの機能強化に向けて 人員の増員施策の増員施策について検討します(再 掲)。	p.54 <u>「■認知症初期集中支援チームや認知症地</u> <u>域支援推進員の配置」と記載。</u>
② 民生・児童委員の定数拡大 民生・児童委員の定数は国の基準によっており増員は見込めない。民生・児童委員の負担が拡大する中で、福祉協力員制度の導入などにより一人当たりの負荷を減らす努力を行うとともに、一方で、定数を拡大することを国に要望していくことが必要である。	高齢福祉課	民生委員の定数は国の基準のため、増員は非常に困難。 福祉協力員は、今後必要性について検討(再掲)。	(現時点で、計画に積極的に記載は困難。)  p.142 「■生活支援サービスの体制整備」下から2行目で「生活支援コーディネーターの活用等を通じて、生活支援サービスを担う事業主体への支援・協働体制の強化を目指します。」と記載。
③ 入所施設の拡充 全てを在宅で対応することは不可能であり、特別養護老人ホームなど、入所施設の絶対的な不足は 地域包括ケアシステムを構築する上での大きな問題であり、施設の拡充が求められる。	介護保険課	入所施設の施設の過度の整備は、介護保険料の負担 増を招くため、保険料負担とのバランスにも配慮 し、段階的・計画的に整備を図る方針。	
④ 移動手段の確保 生駒市は坂が多く、公共交通網は一定程度確保できており、交通費助成などの施策も実施されているとは言え、移動手段の不足が高齢者の日常的な活動を行う際の精神的、物理的な抵抗となっている。 コミュニティバス、イベントに合わせた送迎バス、買い物バスなど、様々な移動手段を組み合わせつ つ、高齢者の移動を支えることが必要である。	企画政策課 生活安全課	庁内に「地域包括ケア推進会議」を本年10月9日 に立ち上げ、その中で移動支援を所管する企画政策 課等とも連携・協議を図る予定(再掲)。	まれていることから、今後は虚弱な高齢者が気軽に外出できる移動手段の方法について検討します。」
⑤ 区域割の見直し 現在、地域包括支援センターの生活圏は中学校区となっており、他方、自治会等の地域ベースの活動の単位は小学校であることが多くなっている。地域包括ケアシステムの構築にあたり、関係する各組織・団体(地域包括支援センター、自治会、民生委員・児童委員など)が効率的な連携を行うためには、生活圏の区割りを見直し統一する必要が生じる。この際、地域包括支援センターのこれまでの活動実績(職員と高齢者との人間関係)に考慮し、区割り見直しのメリット、デメリットを比較衡量した上で実施の是非を検討する必要があるとともに、変更する際には急激な変更は困難があることから、段階的な対応が必要となる。	介護保険課	乱を招くことから、慎重に検討する方針。 同センターの代表者会議や担当者会議、さらには介	と記載。  p.65 「(3) 今後の課題について」4 行目で <u>「日常生活圏域や担当エリアの地域包括支援センターの安易な変更は、高齢者や関係者の混乱を招くことにつながりますので、今後、慎重に検討を重ねていきます。」と記載。</u>
⑥ 高齢者介護の連携体制から総合福祉の連携体制へ 地域包括ケアシステムの構築は高齢者の介護を中心として検討されているが、障がい者福祉、生活 保護、さらには児童福祉なども含めた総合的な福祉施策に対応したものへと拡大・展開させていくべ きものである。中期的には、直面する高齢者対応に向けた取組に集中すべきであるが、長期的には総 合福祉のための連携体制として発展させていくことが求められる。		庁内に「地域包括ケア推進会議」を本年10月9日 に立ち上げ、その中で関係課とも連携・協議を図る 予定(再掲)。	

市民福祉委員会からの提言	担当課	市の考え方	計画案への反映
⑦ 庁内連携組織の設置 地域包括ケアシステムの構築は、生駒市のまちづくり全体に関わる事項であり、分野横断的に市の 担当各課が連携して方針決定、施策展開できる組織体制を整える必要がある。この際、権限が分散し、 責任が不明確になることのないよう、責任者、指揮命令系統を明確にし、一定の権限と予算を持つ組織体制とすることが求められる。	高齢福祉課	庁内に副市長を会長とする「地域包括ケア推進会議」を本年10月9日に立ち上げ、その中で関係課とも連携・協議・推進を図る予定(再掲)。また、同推進会議の設置に合わせ、地域包括ケアの主管課を明確にし、推進を図る体制としたところ。予算権限は、全庁的な判断が必要なため、同会議に付与することには否定的な考え方。	
また、介護保険制度の大幅な変更への対応、2025 年問題(団塊世代の後期高齢者への一斉移行)への対応に向けて、圧倒的なマンパワー不足が懸念される中で、適時的な担当職員の増員が必要となる。		福祉部局への職員増員については、総職員数の削減計画との関係もあるが、必要に応じ増員を人事部局に要望する方向。	